

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう 求める意見書

沖縄戦では一般住民を巻き込んだ地上戦が行われ、多くの尊い命が失われた。特に激戦地となった沖縄本島南部の糸満市摩文仁の平和記念公園内にある「平和の礎」には、国籍、軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた24万1,593名の氏名が刻銘されている。

この糸満市摩文仁を含む南部地域は1972年の祖国復帰に伴い「沖縄戦跡国定公園」に指定された。その名に戦跡を含む国定公園は全国でここだけであることから、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めようという沖縄県民の強い思いが示されている。

同地域では、戦争で犠牲となった民間人や兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも、戦没者の遺骨収集が行われており、さきの大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋立てに使用することは、人道上許されるものではない。

よって、本市議会は政府に対し、下記の事項を速やかに実現するよう要望する。

記

1. 日本で唯一、住民を巻き込んだ地上戦があった沖縄の事情に鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」に基づき、日本政府が主体となって戦没者の遺骨収集を実施すること。
2. 沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入している南部地域の土砂を埋立てに使用しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月24日

池田市議会